

経済産業省

○国土交通省告示第二号

環境省

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十四条第一項第一号の規定に基づき、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する件の一部を次のように改正する。

令和四年十一月七日

経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

環境大臣 西村 明宏

（建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正）

第一条 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のた

めに誘導すべき基準（平成二十四年国土交通省告示第百十九号）の一部を次のように改正する。

経済産業省

環境省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 出 後	改 出 前
<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準</u></p> <p><u>I. 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準</u></p> <p>次の第1から第4までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該第1から第4までに定める基準に適合すること。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 一戸建ての住宅（単位住戸（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）の一の住戸をいう。）の数が一である住宅をいう。以下同じ。） 基準省令第10条第2号に規定する基準に適合するものとし、<u>同号ロ（1）</u>の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第13条及び第14条の規定によること。</p> <p>第3 共同住宅等（一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） 基準省令第10条第2号に規定する基準に適合するものとし、<u>同号ロ（1）</u>の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第13条及び第14条の規定によること。この場合において、<u>同号ロ（1）</u>の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量は基準省令第13条第3項第1号の数値とし、<u>基準省令第10条第2号ロ（1）</u>の住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量は基準省令第14条第2項第1号の数値とする。また、<u>共同住宅等に共用部分（基準省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。第4において同じ。）がある場合において、基準省令第10条第2号ロ（2）の規定を適用するときは、同号ロ（2）に規定する基準に適合し、かつ、基準省令第13条第3項第1号の共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量が基準省令第14条第2項</u></p>	<p><u>建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準</u></p> <p><u>I. 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準</u></p> <p>次の第1から第4までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該第1から第4までに定める基準に適合すること。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 一戸建ての住宅（単位住戸（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）の一の住戸をいう。）の数が一である住宅をいう。以下同じ。） 基準省令第10条第2号に規定する基準に適合するものとし、<u>同号ロ</u>の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第13条及び第14条の規定によること。</p> <p>第3 共同住宅等（一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） 基準省令第10条第2号に規定する基準に適合するものとし、<u>同号ロ</u>の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第13条及び第14条の規定によること。この場合において、<u>同号ロ</u>の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量は基準省令第13条第3項第1号の数値とし、<u>基準省令第10条第2号ロ</u>の住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量は基準省令第14条第2項第1号の数値とする。</p>

第1号の共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこととする。

第4 非住宅部分及び住宅部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。） 基準省令第10条第3号に規定する基準に適合するものとし、同号ロ（2）の複合建築物の誘導設計一次エネルギー消費量及び誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第15条及び第16条の規定によること。この場合において、基準省令第10条第2号ロ（1）の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量は基準省令第13条第3項第1号の数値とし、基準省令第10条第2号ロ（1）の住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量は基準省令第14条第2項第1号の数値とする。また、複合建築物に共用部分がある場合において、基準省令第10条第2号ロ（2）の規定を適用するときは、同号ロ（2）に規定する基準に適合し、かつ、基準省令第13条第3項第1号の共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量が基準省令第14条第2項第1号の共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこととする。

II. (略)

第4 非住宅部分及び住宅部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。） 基準省令第10条第3号に規定する基準に適合するものとし、同号ロ（2）の複合建築物の誘導設計一次エネルギー消費量及び誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第15条及び第16条の規定によること。この場合において、基準省令第10条第2号ロの住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量は基準省令第13条第3項第1号の数値とし、基準省令第10条第2号ロの住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量は基準省令第14条第2項第1号の数値とする。

II. (略)

（建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する件の一部改正）

第二条 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のため
に誘導すべき基準の一部を改正する件（令和四年国土交通省告示第一号）の一部を次のように改
正する。
環境省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

いは、この告示による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の規定にかかわらず、なお従前の例による。

いは、この告示による改正後の建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日（次項において「施行日」という。）前にされた都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第五十三条第一項の認定（法第五十五条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。）の申請であつて、この告示の施行の際、まだその認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に法第五十四条第一項の認定を受けている又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条第一項の認定を受ける低炭素建築物新築等計画の変更に ついては、この告示による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の規定にかかわらず、なお従前の例による。